**台風第19号関連支援**

**中小企業者に対し災害融資の利子補給を行います**

　令和元年台風第19号による被災中小企業者の復興支援のため、災害融資を利用した企業者へ、借入実行日から5年間、利子の補給を行います。

　災害融資を利用し、利子補給金を希望する場合は、産業商工課にお問い合わせください。

対象　市内に本社または主たる事業所を有し、令和3年3月31日までに災害融資を受けた中小企業者

利子補給対象の災害融資　宮城県経営安定資金（災害復旧対策資金、セーフティネット資金）、日本政策金融公庫の災害復旧貸付、マル経融資（令和元年台風19号関連）、大崎市中小企業振興資金（台風災害を理由とした融資のみ）

利子補給率　1.00パーセント以内

対象融資の限度額　1企業3,000万円

申請期限　令和2年中の融資：令和3月31日まで、令和3年中の融資：令和4年3月30日まで

申込　産業商工課に申し込み

問い合わせ 産業商工課商工振興担当 23-7091

**医療保険、介護保険サービスの免除期間を延長します**

　令和元年台風第19号により被災した場合、医療保険の一部負担金や、介護保険サービス利用者負担金が9月30日まで免除となります。詳しくは、各担当へお問い合わせください。

※3月31日までは口頭申告により免除されていましたが、4月1日以降は、証明書（認定証）の提示が必要です。

**共通事項**

期間　9月30日まで

対象　次のいずれかに該当する被保険者

①住家が「全壊」「大規模半壊」「半壊」、またはこれに準ずる被災をした場合　②主たる生計維持者が死亡した場合　③主たる生計維持者が重篤な傷病（1カ月以上の治療が必要と認められるもの）を負った場合　④主たる生計維持者が行方不明の場合　⑤主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した場合　⑥主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

その他　対象①のり災証明書を交付した人には、職権により免除証明書（認定証）を発行し郵送

**・医療機関などの一部負担金の免除**

　免除を受ける場合は、医療機関などの窓口で「一部負担金免除証明書」の提示が必要です。

申込　保険給付課または各総合支所市民福祉課に申し込み

**介護保険サービス利用者負担額の免除**

　免除を受ける場合は、介護サービス事業所の窓口で「介護保険利用者負担額免除認定証」の提示が必要です。

申込　高齢介護課または各総合支所市民福祉課に申し込み

問い合わせ　保険給付課国民健康保険担当・後期高齢者医療担当 23-6051

問い合わせ　高齢介護課介護給付担当 23-6125

**新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策**

　例年、3月末から4月始めは、転入・転出などで窓口が大変込み合います。来庁せずにできる手続きの活用や、窓口への集中を避けるなど、皆さんの協力をお願いします。

**・住所異動届は、14日経過後も受け付けします**

　転入・転出・転居・世帯変更などの届け出について、事由が生じた日から14日経過後も受け付けます。

※通常は事由が生じた日から14日経過すると過料対象となりますが、感染症拡大防止のため、当分の間は過料などの対象となりません。

**・転出届は、郵送を推奨しています**

　既に他市区町村へ引越しした人や、これから転出が確定している場合には、郵送による転出届を受け付けます。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ　市民課住民記録担当 23-6079

**・確定申告・市県民税申告の相談受付を4月16日まで延長します**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 場所 | 時間 |
| 4月16日まで | 市役所本庁舎3階  税務課内 | 午前：8時30分～11時受付（9時相談開始）  午後：11時～16時受付（13時相談開始） |

問い合わせ　税務課市民税担当 23-2148

※総合支所では受け付けしていませんのでご注意ください。

**暮らし**

**移住のための住宅購入やリフォームを支援します**

　4月20日から受け付けを開始します。申請の前に、手続きの進め方、補助の内容・要件などについて、必ずお問い合わせください。

※予算に達した時点で受け付けを終了します。

**住宅新築・購入**

　市内に移住する若者世帯に、住宅の新築・購入費用を支援します。

補助金額　住宅ローンの10％（要件により限度額100万～190万円）

定員　先着30件程度

**購入する住宅のリフォーム**

　市内に移住する若者世帯が、住宅を購入した場合に実施する住宅リフォーム工事を支援します。

補助金額　リフォーム工事費の3分の1（要件により限度額40万～90万円）

定員　先着2件程度

**三世代が居住するためのリフォーム**

　市外に住む若者世帯を迎え入れ、新たに三世代（親・子・孫）が居住するための住宅リフォーム工事を支援します。

補助金額　リフォーム工事費の3分の1（要件により限度額75万～125万円）

定員　先着2件程度

問い合わせ　建築住宅課住宅担当 23-2108

**固定資産課税台帳などの縦覧・閲覧ができます**

**共通事項**

期間　4月1日～6月1日（土・日曜日、祝日を除く）

場所　税務課土地担当・家屋担当、各総合支所市民福祉課税務担当

※代理人の場合は、本人自筆（法人は代表者から）の委任状が必要です。

**土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧**

　土地または家屋の固定資産税の納税者は、他の固定資産と比較して、価格が適正かどうかの確認ができます。

対象　固定資産税の納税者

内容　土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格）、家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）の縦覧

持ち物　固定資産税納税通知書または課税明細書（前年度分も可）、本人確認書類（運転免許証など）

**固定資産課税台帳の閲覧**

　納税義務者は、本人の資産に対する記載部分（借地人・借家人などは、その使用や収益の対象となる部分のみ）を確認することができます。

対象　固定資産税の納税義務者　借地人、借家人などの有償契約者

持ち物　固定資産税の納税義務者：固定資産税納税通知書または課税明細書（前年度分も可）、本人確認書類（運転免許証など）　借地人、借家人などの有償契約者：契約書、本人確認書類（運転免許証など）

問い合わせ　税務課土地担当・家屋担当 23-2148

**鹿島台地域に都市計画用途地域を指定します**

　3月31日から、鹿島台地域内で都市計画用途地域を指定します。指定後は、用途地域ごとに建築物の建て方のルールが変わります。

　用途地域指定の範囲などの詳細は、都市計画課にお問い合わせください。

告示日（効力発生日）　3月31日

対象地区　鹿島台平渡地区、鹿島台広長地区、鹿島台木間塚地区の各一部

※市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/15,544,53,387,html）にも掲載しています。

問い合わせ 都市計画課都市計画担当 23-8069

**教育費を援助します**

　経済的な理由で小・中学生の教育費に困っている家庭に、市が助成する就学援助制度があります。

内容　学用品費、通学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、新入学用品費の一部を助成

申込　各小中学校に備え付けの就学援助認定申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して各学校に提出

※前年度に援助を受けていた人も、引き続き援助を希望する場合は申請が必要です。

問い合わせ 学校教育課学事担当 72-5033

**交通安全を心がけましょう**

　春の交通安全県民総ぐるみ運動を行います。

運動期間　4月6日～15日

交通事故死ゼロを目指す日　4月10日

運動の重点　①横断歩道などで歩行者が横断する場合は、一時停止をして歩行者を優先しましょう　②70歳以上の運転者は、高齢者運転者標識（高齢者マーク）を表示しましょう　③自転車利用者は、周囲への注意力低下を招く運転はやめましょう　④飲酒運転が引き起こす事故の重大性・危険性を十分に自覚しましょう

問い合わせ 防災安全課交通防犯担当 23-5144